## 委託契約における特命随意契約の結果について (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地/問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
1	令和7年7月執行参議院議員 通常選挙にかかる選挙公報 配布業務委託契約	東灘区選挙管理委員会事務局 (Tel: 841-4131 内線:911-221)	R7. 7. 2	ᄬᇎᅔᄴᄼᄺᆡᅝᄞᅼ	加算15,000円	選挙公報は、候補者の政見等情報を得る重要な媒体の一つであり、公職選挙法や条例等で全ての有権者に選挙期日の2日前までに配布することが定められている。印刷物での各世帯への配布であるため、その製作には一定の時間を要し、配布期間が非常に短期間となる。そのような状況の中で、迅速に配布を行うためには、毎月発行の市広報紙の配布や、選挙公報配布を活動しており、地域の情報に満通し、区域を正確に把握している。また、選挙に関する啓発も業務の一つであり、選挙公報配布を通じて市民と接する貴重な機会をとらえ、この際に選挙の周知や棄権防止、投票の呼びかけなど、選挙啓発を推進することができるのは、平素より区明るい選挙を発を推進することができるのは、平素より区明るい選挙推進協議会の会長をはじめ推進委員、実行委員を担う区連合婦人会以外にはない。